

第5章 実現化への方針

この章では、これまでに取りまとめた野田市の将来像やまちづくり部門別方針などの実現に向けた市民、企業、行政それぞれの役割や、市の取組体制について整理しています。

- 5-1 パートナーシップ（協働）によるまちづくりの推進
- 5-2 実現のための取組体制
- 5-3 都市計画制度の活用

第5章 実現化への方針

社会情勢が大きく変化し、市民生活も多様化する中で、将来を見据えたよりよいまちづくりを進めていくためには、それぞれの地区の特色をいかした、市民の多様なニーズにきめ細かく対応していくことが必要です。

市民参加型で策定された本マスタープランの推進に当たっては、市民と行政の連携のもと、より一層の理解を深め、協働作業によるまちづくりを進めることが重要となります。

また、野田市の継続的な発展・成長は、行政のみの力で成し遂げられるものではなく、長期的な視点の元に、市民、行政、さらには企業なども含めた野田市に関わる全ての人々が一体となって、将来像の実現に向けた取組を推進していくことにより、はじめて可能となります。

そのため、本都市計画マスタープランに基づく個別の事業やまちづくりの実施に当たっては、市民参加や関係者との意見交換の機会を充実し、様々な意見を反映するなど、パートナーシップによるまちづくりの推進に向けた体制づくりを進める必要があります。さらに、野田市の継続的な発展・成長と地域の活性化のために、開発許可制度を最大限に活用することが必要と考えています。

5-1

パートナーシップ（協働）によるまちづくりの推進

今後、市民参加のまちづくりを協働作業により進めるため、市民・企業（事業者）・行政がそれぞれの責任の下、適切に役割を分担するとともに、協議・支援など、パートナーシップを大切にしたまちづくりを進めていきます。

また、近年定着しつつあるNPO活動への積極的な参加を促すとともに、活動に対する支援策についても検討を進めます。

1) 市民の役割

これからのまちづくりにおいては、市民がまちづくりの初期段階から積極的に参加し、主体となって創りあげていくなど、市民の納得の下にまちづくりを進めていくことが重要となります。そのため、将来都市像などの実現を図っていくためには、市民が主役となり、市民一人一人の認識を深め、自らできることを主体的に実施していくとともに、身近な生活環境などの在り方について地域の人々と共に考え、行動するなど、住民発意のまちづくりを展開していくことが必要となります。

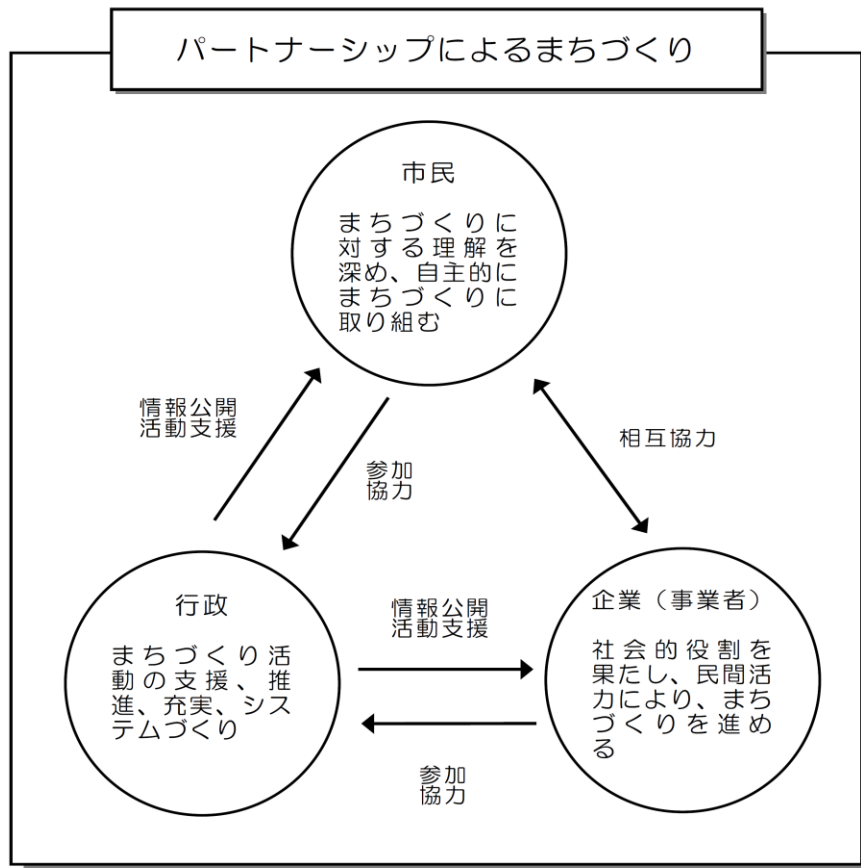
2) 企業（事業者）の役割

企業（事業者）の役割としては、生活利便の向上や就業の場の提供など、

企業活動を通じた社会的な役割を果たすことが求められます。そのため、企業（事業者）も市民の一人としてとらえ、まちづくりに対する理解を深めるとともに、行政との連携、地域住民との協力の下に、より良い街並みの創出、地域の活性化などに向けた活動を企業に対して促していくことが必要となります。

3) 行政の役割

これからの行政の役割としては、計画づくりから事業の実施までの各段階に応じ、広報や市のホームページなどの活用による情報提供や技術提供、適切な情報公開、さらには市民が容易にまちづくりに参加できるような場の設置など、市民が主役となったまちづくりを側面から支援することが重要となります。市民や事業者がまちづくり活動を積極的、継続的に実施できるようなまちづくりに関する総合的な支援体制の確立に努めます。



5-2

実現のための取組体制

1) まちづくりの推進体制の確立

持続性のあるまちづくりを進めていくため、市民や企業が望んでいる意見・要望を踏まえつつ、施策の優先順位やその効果を様々な観点から検討し、実効性のあるまちづくり施策の展開を図るなど、長期的な視点に立って計画的なまちづくりを推進できるような体制の確立に努めます。

2) 庁内組織体制の充実

まちづくりの推進に当たっては、都市計画分野だけでなく、様々な行政分野と連携をとった総合的な展開が必要です。計画的な行政を推進するため、総合調整機能を強化し、効率的な行政運営に努めます。

また、まちづくりの展開には、熱意と知識をもった職員の育成が重要であり、計画策定やまちづくり事業などに関する研修などを充実させ、市民とともにまちづくりを進めるための人づくりを行います。

3) 関係機関との連携

公共事業や土地利用の誘導、都市施設整備など、広域的なまちづくりの推進に当たっては、国や県、周辺市町村及び関係機関との調整が必要となります。そのため、関係機関との連携を強化するとともに、市民に最も身近な行政組織として、市民意向を計画や事業へ反映することができるよう、広域的な視点からまちづくりへの協力を要請していきます。

4) 進行管理と見直し

事業の進捗状況を踏まえ、定期的に内容を点検・確認して、基本理念・基本目標を守りつつ柔軟に対応していきます。

また、社会経済情勢の変化や大規模なプロジェクトの進展など、本計画の見直しが必要な場合には、適宜柔軟に計画の改定をし、市民から改めて意見を吸収できる取組を行います。

5-3

都市計画制度の活用

野田市の継続的な発展・成長と地域の活性化のために、無秩序な市街化を制御することを基本としつつ、都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用を推進するため、次の制度の活用を進めます。

1) 開発許可制度の活用

市街化調整区域における開発許可の要件として、地区計画に定められた内容に適合した事業の場合は、許可が受けられる制度があります。

にぎわいや雇用の場の創出を図り、産業と地域を活性化するためには、本制度の活用が有効な手段であると考えられます。

このため、本制度の活用が図られるようそれぞれの土地利用誘導ゾーンの規制と誘導の考え方を示した運用基準の作成に取り組んでいきます。

